年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 27 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 13件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 45 件

国民年金関係 17件

厚生年金関係 28 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年4月から同年 12 月までの期間及び 58 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から昭和50年3月まで

② 昭和55年4月から同年12月まで

③ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、毎日のように通っていた区役所の職員に勧められて国民年金に昭和48年10月に夫婦で加入した。加入後は家に毎月集金の人が来ており、夫婦二人分の国民年金保険料を私か妻が納めていた。

申立期間の保険料を納付したことが分かるものは何も無いが、申立期間に 保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和50年4月16日に夫婦連番で払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した48年10月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。
- 2 申立期間①については、申立人は加入手続後の保険料は毎月集金人に納付したとしているところ、上記国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、昭和48年10月から49年3月までの期間の保険料は過年度となり集金人に納付することはできず、残る同年4月から50年3月までの期間の保険料は同年4月までに一括納付すれば、現年度となり集金人に納付することは可能であったものの、申立人は保険料を一括納付した記憶は無いとしている。

また、申立人又はその妻が保険料を納付していたことを示す関連資料(確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②については、国民年金被保険者台帳によると、申立人は当該期間の直前の昭和54年1月から55年3月までの保険料を3か月分ずつ5回過年度納付しているなど、未納期間の解消に努めていることがうかがわれるとともに、申立人に対し過年度保険料の納付書が送付されていることが確認できる上、妻はこのころは金融機関を利用して保険料の納付を行っていたとしていることから、当該期間についても過年度納付を行っていたとしても不自然ではない。
- 4 申立期間③については、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は、 それぞれ2年にわたり現年度で納付されていることが確認できることから、 前後の期間の保険料を現年度納付しながら、短期間である当該期間の保険料 のみ未納とされているのは不自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和55年4月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの 期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで

② 昭和53年1月から同年3月まで

③ 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、明確には覚えていないが自宅に来ていたA市B区役所の集金人に納付したと思うので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③は、いずれも3か月と短期間である上、申立人は国 民年金加入期間において、申立期間①、②及び③を除き、国民年金保険料の 未納は無く、免除期間の保険料について追納を行っているなど、年金制度へ の関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金加入手続は昭和52年5月ごろに行われたものとみられ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①の保険料については過年度保険料となるものの、いずれの申立期間についても保険料を納付することが可能であった。

2 申立期間①については、上記のとおり過年度納付が可能であり、申立期間 直後の昭和52年4月から同年12月までの保険料が現年度納付されているこ とが確認できることから、保険料の納付意識が高かった申立人が当該期間の 保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

- 3 申立期間②については、前後の期間の保険料が現年度納付されていること が確認できることから、前後の期間を納付しながら3か月と短期間である当 該期間のみ保険料を納付しなかったのは不自然である。
- 4 申立期間③については、申立人の国民年金被保険者台帳に「納付書送付」の記載が確認でき、申立期間直後の昭和54年度が申請免除期間(後に追納)とされていることから、当時何らかの理由により申立人は現年度納付することはできなかったと考えられるものの、申請免除期間以降の55年度からの保険料は再び現年度納付していることが確認でき、申立期間③の保険料は現年度納付を再開している同年度においても過年度納付が可能であったことを踏まえると、申立期間①同様、保険料の納付意識が高かった申立人が当該期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

夫が役場に73万円ぐらいのお金を持って行き、申立期間についても国民 年金保険料を納付したと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納 付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に国民年金に任意加入するとともに、強制加入期間であった申立期間を含む36年4月から51年10月までの期間について、さかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時は第3回特例納付が実施(53年7月から55年6月まで)されていた期間であったことから、当該制度を利用することにより、申立期間の保険料を納付することが可能であった。

また、オンライン記録によると、申立期間同様、第3回特例納付制度を利用することが可能であった昭和38年4月から51年10月までの163か月と長期間の保険料については納付済みとされていることが確認できることから、比較的短期間である申立期間の24か月の保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付したとする夫は、当時納付した保険料額は73万円ぐらいであったとしており、これは納付済みとされている期間の保険料額(65万2,000円)に、申立期間の保険料を第3回特例納付によって納付した場合の保険料額(9万6,000円)を合算した金額(74万8,000円)と近似している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月から56年3月まで

② 昭和57年1月から同年3月まで

③ 昭和63年4月から平成元年5月まで

申立期間①当時、学生だったが、昭和56年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った時に、加入が義務づけられているからと言われ、20歳までさかのぼり国民年金保険料を納付した。申立期間②については、手元にある63年2月及び同年3月の領収書を見ると、C銀行D支店の同年3月3日の領収印が押されているので、同じように納付したと記憶している。申立期間③については、海外に在住していた期間が大半であり、平成元年4月ごろに帰国し、海外在住期間分を含めて納付した。それぞれの申立期間の保険料をいつ、いくら納付したかは記憶に無いが、満額になるように納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和56年4月ごろに国民年金加入手続を行い、20歳到達時の55年*月までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間①の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての具体的な記憶は無く、申立期間①の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月9日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられるところ、申立人の国民年金被保険者資格取

得日は、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、いずれも同年 4月1日とされており、このことは、申立人が所持する加入手続の際に交付 されたとする年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日 を基準とすると、申立期間①は国民年金に未加入となり、国民年金被保険者 台帳を見ても、同年3月の欄には「本月以前無資格」と表示されていること から、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみ られる。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和56年度摘要欄に「納付書送付」、「ハガキ送付」のゴム印が押されており、同年度である申立期間②前の昭和56年4月から同年12月までの保険料は、過年度納付されていることから、申立期間②を含む56年度保険料については、過年度納付書が送付されたものとみられる。この過年度納付された期間の納付日を見ると、56年4月から同年6月までは58年6月30日、56年7月から同年9月までは58年10月26日、56年10月から同年12月までは59年1月27日と3回にわたって、順次納付期限直前に納付されていることが確認できる上、申立期間②直後の保険料は納付済みとされていることから、申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、申立人は、当該期間の保険料も送付されてきた過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。
- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間③のうち、平成元年4月及び同年5月については、海外から帰国した同年4月ごろにA市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとしている。オンライン記録によると、同年4月4日に同区への住所変更手続が行われたこととされている上、前述のとおり、オンライン記録、同市の国民年金保険料検認状況一覧票及び申立人の所持する年金手帳の資格取得日も同日とされていることから、申立人の主張どおり帰国直後に申立人の加入手続が行われたことが確認できる。この加入手続後における納付記録を見ると、申立期間③直後の同年6月以降の保険料はすべて現年度納付されていることから、加入手続を行いながら、申立期間③のうち、同年4月及び同年5月の2か月分の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの間は海外に居住し、帰国後に同期間の保険料を納付したとしているところ、申立人は、同期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての具体的な記憶は無く、申立期間③のうち、この海外居住期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、A市の国民年金保険料検認状況一覧票及び申立人が所持する年金手帳を見ると、いずれも昭和63年4月2日に被保険者資格を喪失し、再び被保険者資格を取得したのは平成元年4月4日とされている。この資格取得日を基準とすると、制度上、海外居住期間は、国民年金任意加入対象期間となり、さかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、当該期間は国民年金に未加入となり、申立人は保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間③のうち、海外居住期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和57年1月から同年3月までの期間、平成元年4月及び同年5月の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び同年5月

私の国民年金加入手続は父親がA市で行ったと思う。加入後の国民年金保険料は自身か父親のどちらが納付していたかは覚えが無いが、私が同市からB市に転居した後は自身で納付していたと思う。保険料の納付時期、納付方法及び納付金額は覚えておらず、父親からもいつ、いくら、どのように納付したのかは聞いていないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号縦覧検索システムによると、 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月20日にA市で払い出されて いることから、このころに申立人の加入手続が行われ、この加入手続において 資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月1日と する事務処理が行われたものとみられる。一方、公簿によると、申立人は同年 2月14日に同市からB市に転居、平成6年2月1日に同市からA市に転居、 同年12月1日に再び同市からB市に転居し、その後18年5月1日まで同市に 居住していたこととされている。申立人の納付記録を見ると、同市に居住して いた昭和61年2月から平成2年8月までの国民年金加入期間はすべて納付済 みとされている上、申立期間前の平成5年度の保険料を同市に居住していた7 年5月25日に、申立期間後の6年6月から同年11月までの保険料を同じく同 市に居住していた8年8月1日にそれぞれ過年度納付していることが確認で きることから、申立人が主張するとおり、申立人自身がこれら期間の保険料を 納付したものとみられる。このため、申立人が申立期間の保険料のみ納付しな かったとは考え難く、当該期間の保険料も申立人が同市において過年度納付し たものと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から3年3月まで

② 平成4年3月

私が大学在学中の20歳になった平成元年*月ごろ、国民年金への加入を勧める書類が実家に郵送されてきた。加入していないと、事故に遭った場合、補償が無いとのことだったので加入することに決め、私に代わって母親が実家のA市役所のB支所かC支所で加入手続を行ってくれた。加入後の国民年金保険料は、母親が定期的に当時のD銀行E支店で納付してくれていたと記憶している。弟が20歳になった時にも、母親が弟の国民年金の加入手続を行うとともに弟の保険料も私の分と一緒に納付していたと聞いていた。弟には未納が無く、大学卒業まで未納無く納付していたと思っていたのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった平成元年*月ごろ、母親がA市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3年5月22日に同市において払い出されており、資格取得日は同年4月1日とされ、これ以前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この手帳記号番号が払い出された同年5月ごろに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人の所持する年金手帳に記載されている「初めて上記被保険者となった日」欄に記載されている日付とも一致している上、同市が保管する国民年金資格記録電子データ結果表においても、申立人が申立期間①において国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録

は存在しない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間①当時、申立人は学生であったとしていることから、同期間は申立人にとって任意加入の対象となる期間であり、制度上、加入手続を行った時から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間①は国民年金に未加入であったこととなり、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、前述のとおり、加入手続が行われた平成3年度における申立人の納付記録をみると、申立期間②を除く平成3年4月から4年2月までの期間は順次1か月か2か月ごとに納付期限内に納付されていることが確認できる上、申立期間②直前の同年2月の保険料が申立期間②の期間中の同年3月3日に納付されていることから、申立期間②の保険料のみ同期間内に納付しないのは不自然である。

さらに、申立人は、弟が20歳になった時にも母親が加入手続を行い、弟の保険料も母親が申立人の分と一緒に納付していたとしているところ、弟の納付記録を見ると、平成3年*月*日(20歳到達時)から6年3月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、申立期間②についても納付済みとされている。このため、母親が申立期間②の保険料を弟の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和60年3月

私は、国民年金に加入したときは必ず国民年金保険料を納付した。申立期間については、会社退職直後にA市役所で加入手続を行い、加入期間の保険料は納付書により納付した記憶がある。保険料の請求が来たときは必ず納付したので、国民年金加入期間で申立期間のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、昭和50年5月に国民年金に加入以降7年余りの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和60年3月1日とされているほか、オンライン記録によると、この資格取得日に同市内での住所変更手続をしたこととされている。このため、申立人は、同年3月1日に加入手続と併せて住所変更手続を行ったものとみられる。申立期間は、この加入手続が行われた月であり、申立期間直後の同年4月から被保険者資格を喪失する同年9月までの保険料は納付済みとされていることから、加入手続を行った申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、申立人は、保険料の請求が来れば必ず納付したとしており、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が当該期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

母親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入後の国民年金保険料は私が婚姻(昭和59年3月)するまで母親が納付してくれていた。申立期間の保険料は、同町役場か社会保険事務所(当時)から送られてきた納付書で母親が納付してくれていたと聞いている。納付を証明するものは無いが、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く昭和53年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。

また、申立人の加入手続を行い、申立人が婚姻するまでの保険料を納付していたとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から平成3年3月までの30年にわたり保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月11日にA町で払い出されており、同町が保管する国民年金被保険者名簿の備考欄に「昭53・7・24受付」と記載されていることから、同年7月24日に申立人の加入手続が行われ、その際、資格取得日をさかのぼって20歳到達日の52年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続日を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付が可能であった。このため、申立期間の保険料については社会保険事務所から過年度納付書が送付されたものとみられ、母親は、納付書が

送付されてくれば、当該納付書で必ず納付していたとしていることから、前述のとおり、納付意識の高かった母親が、申立期間の保険料を送付されてきた過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月、3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月

② 平成元年7月及び同年8月

③ 平成2年2月

④ 平成3年2月及び同年3月

私は、会社退職後にA市役所で国民年金の加入手続を行った。いつ、いくら納付したかは覚えていないが、同市役所から何回かに分けて納付の督促状が送付されてきたため、納付書により金融機関で支払った。すべて納付した記憶があるので、しっかりと調べて納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月18日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この手続の際にさかのぼって資格取得日を20歳到達の昭和60年*月*日(平成20年3月11日に資格取得日を昭和61年4月1日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」とも符合する。この国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間③及び④は過年度納付が可能であった。

また、申立人の納付記録を見ると、加入手続が行われた平成3年度以降の国 民年金加入期間に未納は無く、すべて現年度納付されている上、前述の手帳記 号番号払出時期を基準とすると、過年度納付が可能であった申立期間③前の平 成元年9月から申立期間④直前の3年1月までの保険料が順次毎月時効直前 に納付されていることが確認できる。このことから、申立人は、加入手続以降 未納期間が生じないよう保険料の納付に努めていたことがうかがわれ、申立期 間③前及び申立期間③直後から申立期間④直前の加入期間の保険料が過年度 納付されているにもかかわらず、申立期間③及び④の保険料のみ未納とされて いるのは不自然であり、申立人は申立期間③及び④の保険料も過年度納付した ものと考えられる。

一方、申立人は、加入手続後、A市から送付された納付書により、金融機関等で保険料を納付したとしているところ、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は平成3年10月18日とされていることから、申立人は申立期間①及び②当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出日を基準とすると、当該期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連 資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月、3年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

昭和46年5月に集金人が来た時に申立期間を含む同年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付した。国民年金手帳には同期間について印が押されているので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、任意加入もしていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には、「過 納付済 46.5.22 A市 3」の印が押されていることから、A市では申立期間の保険料の納付を確認したものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年7月まで

納付書が来たら納付していたので、申立期間だけ納付しないはずがない。 申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金に加入当初の平成7年2月から15年余りにわたり、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、14年4月以降については、口座振替により前納を行っているなど、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

さらに、申立人は、納付書が来たら納付していたとしているところ、オンライン記録では、申立期間直後の平成7年8月及び同年9月については、重複して納付したことが確認できることから、申立人に対して同期間の納付書が重複して発行・送付され、申立人はこの送付されてきた納付書により納付したものとみられる。このことから、申立人が、納付書が来れば納付したとする主張に不自然な点は見受けられず、前述のとおり、納付意識が高かった申立人が、送付されてきた納付書により、申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月及び同年2月

平成10年1月に離職し、国民健康保険の加入手続のためにA町役場に行った時、男性の窓口担当職員から国民年金にも加入するように言われたので、その時に国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。2か月なら納付する必要がないかとも思ったが、両親から納付を勧められたので、同町役場に行き、役場内にある金融機関の出張窓口で保険料を納付した。その時に、この領収書は大切に保管するように言われたのでファイリングしたはずだが紛失してしまい、立証することはできないが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、平成10年1月に離職し、国民健康保険の加入手続のためにA町役場に行った時、窓口担当職員から国民年金にも加入するように言われたので、その時に国民年金の加入手続を行ったと思うとしているところ、申立期間当時、同町役場では、国民健康保険と国民年金の資格取得手続は、同じ1枚の届出用紙(上下に記載する様式)で行っており、国民健康保険の加入手続を行った人に対して国民年金にも加入するように指導していたとしており、申立人の申立内容には信びょう性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、郵送されてきたオレンジ 色の枠の納付書によりA町役場内の金融機関の出張窓口で納付したとしてい るところ、申立期間当時、同町役場では、月に1回、機械印字した白地にオレ ンジ枠の納付書を郵送しており、役場内の指定金融機関で保険料を納付するこ とは可能であったとしており、申立人の主張は具体的である上、当時の納付方法とも一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年12月まで

年金の納付は国民の義務であることや、けがや病気で障害者となった場合のことを考え、学生及び無職であった期間も国民年金保険料を納付してきた。申立期間のうち、私は3か月ほど海外に行っていたが、母親が私に代わり、国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書を使い、金融機関で保険料を納付してくれていた。空白期間が無いようにきちんと納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き国民 年金保険料の未納は無く、共済年金から国民年金、及び厚生年金保険から国民 年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする 母親は、60 歳到達時の前月までの国民年金加入期間(第3号被保険者期間及 び平成16年1月に強制加入期間として追加処理された、本来任意加入対象期 間であると思われる昭和47年8月から61年3月までの期間を除く。)におい て保険料の未納は無い上、母親が申立人同様、国民年金加入手続及び保険料納 付を行っていたとする弟も国民年金加入期間において保険料の未納は無いこ とから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年7月3日にA市で払い出されており、公簿によると、申立人は、12年7月まで同市に居住していたことが確認できる。オンライン記録によると、申立人は、同市に居住していた期間のうち、11年7月から12年3月までは国民年金加入期間とされており、この

期間の保険料は納付済みとされているものの、同市が保管する申立人の「国民年金被保険者台帳」を見ると、取得年月日欄には「H4年6月17日」、喪失年月日欄には「H6年4月1日」と記載されているのみであり、同様に納付記録欄も平成4年度のみの納付状況の記載しかなく、オンライン記録で納付済みとされている11年7月から12年3月までの期間についての資格記録及び納付記録が記載されておらず、申立人に係る被保険者資格の得喪及び納付の記録の管理が不適切であった状況がうかがえる。このため、前述のとおり、納付意識の高い母親が申立期間の加入手続を行うとともに、当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

私は、病院を退職(昭和54年12月)後、A市B区に転居し、同区役所で転居手続と併せて夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時に係の人から「10年間ほどブランクがあり、この10年分の二人分の保険料を支払うのに必要な金額は約100万円。」と言われた。しかし、当時経済的に余裕がなかったので支払えない旨説明し、夫婦共に同年12月から支払うことにしてもらった。後日、区役所等で夫婦二人分の保険料を支払ったことを記憶しており、自身で加入手続を行った同年12月から支払うことを申し出ておいて、支払わなかったということは考えられず、支払った後に未納の督促通知は受け取ったこともないことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、複数年にわたり前納していることから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、加入手続時において、担当者から、「10年間ほどブランクがあり、この10年分の二人分の保険料を支払うのに必要な金額は約100万円。」と言われたとしていることから、申立人は加入手続の際に特例納付によりさかのぼって10年分の保険料をまとめて納付できるとの説明を受けたものとみられ、当時、第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月まで)中であったことから、申立人の区役所での加入手続時における記憶は具体的で不自然な点は見受けられない。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年4月16日にA市B区において夫婦連番で払い出されており、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入資格取得日の状況から同年5月ごろに行われたものと思われる。この加入手続の際にさかのぼって資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した54年12月26日とする事務処理が行われたとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能であった。

加えて、申立人は、申立期間の保険料はB区役所か集金人に納付したとしているところ、i) A市では、集金人(国民年金推進員)による保険料徴収は、昭和54年3月で廃止されていること、ii) 当時、同区役所内には、金融機関の派出所が設置されており、過年度保険料を取り扱っていたとしている上、申立人は、加入手続当時、同区役所裏に居住しており、いつでも区役所に行けたとしていることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が遡及納付可能な申立期間の保険料を同区役所内の金融機関で納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月30日から同年12月1日まで 私は、平成4年12月1日にA事業所から姉妹事業所のB事業所に異動した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、A事業所の被保険者資格の喪失日は平成4年11月30日とされており、1か月間欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所が作成した厚生年金資格喪失証明書、及び同事業所の回答から判断して、申立人が同事業所及び同一グループのB事業所に継続して勤務し(平成4年12月1日にA事業所からB事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成4年11月30日と誤って社会保険事務所(当時)に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店D営業所における資格取得日に係る記録を昭和22年12月1日、資格喪失日に係る記録を26年5月1日に、B社E支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を27年3月18日に、同社F支店における資格取得日に係る記録を同年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、22年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは900円、24年1月から同年4月までは3,900円、同年5月から25年3月までは4,000円、同年4月から26年4月までは6,000円、同年5月から27年5月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和22年12月1日から26年5月1日までの期間、及び同年5月1日から27年3月18日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和27年3月18日から同年6月25日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から27年6月25日まで 私は、昭和18年4月1日にA社C支店に入社した後、何度も転勤してお り、また、同社も戦後の事業の再編成によりB社に変わっているが、60年 7月に退職するまで継続勤務している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、労働者名簿、A社の従業員カード、同社の

社史、及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(同社C 支店G営業所から同社同支店D営業所に異動、同社同支店同営業所からB社E 支店に異動、同社同支店から同社F支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の社史により「昭和22年12月1日に、同社 C支店G営業所は同社同支店D営業所に改称された。」と記録されていること、 同社C支店G営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人を含む43人が申立人と同日の昭和22年12月1日に被保険者資格を喪失しており、 このうち申立人を除く42人が資格喪失日と同日に同社の各営業所等の異動先において資格を取得していること、同社従業員カードに記載されている申立人の の異動記録を勘案し、申立期間については、申立人の同社同支店D営業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録、B社E支店における資格取得日及 び資格喪失日に係る記録、及び同社F支店における資格取得日に係る記録を訂 正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 22 年 11 月及び 27 年 6 月の厚生年金保険被保険者台帳、及びA社の従業員カードで確認できる昇給履歴から、22 年 12 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 12 月までは 900 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 3,900 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 4,000 円、同年 4 月から 26 年 4 月までは 6,000 円、同年 5 月から 27 年 5 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明と回答しているが、申立期間のうち、昭和22年12月1日から26年 5月1日までの期間、及び同年5月1日から27年3月18日までの期間につい ては、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、 その後、被保険者報酬月額算定基礎届や、被保険者資格の喪失届も提出される 機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時) が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保 険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事 務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行って おらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 一方、申立期間のうち、同年3月18日から同年6月25日までの期間について は、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと 判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消 滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会 保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案4401

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月9日は33万3,000円、18年7月10日は32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日

② 平成18年7月10日

A社では、毎年7月と12月の年2回、一時金(賞与)が支給されており、 社会保険料も控除されていた。しかし、ねんきん定期便では、平成17年12 月と18年7月の一時金の記録が無かった。申立期間について、厚生年金保険 の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳(賞与)により、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給料台帳(賞与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万3,000円、申立期間②は32万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、「申立てどおりの届出を行ったと思う。」と回答しているが、これを確認 できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案4402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月26日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から同年11月1日まで

年金記録では、A社での厚生年金保険の資格取得日が平成7年11月1日、 資格喪失日が同年12月26日とされており、同社での厚生年金保険の被保険者 期間が1か月のみとなっているが、私は、同年5月に職安の紹介で同社に就 職したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された履歴書及び社員台帳により、申立人は、平成7年7月26日に同社に入社し、3か月の試用期間を経て、同年10月26日に本採用となり、同年12月25日まで勤務したことが認められる。

また、上記の社員台帳に記載された平成7年の社会保険料控除額から判断して、申立人は、2か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、A社は、「本来、申立人を本採用とした平成7年10月26日付けで被保険者資格の取得届を提出すべきところ、当時の顧問会計事務所が、誤って同年11月1日付けで届出を行ったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、本採用となった 平成7年10月26日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年

11月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、平成7年10月に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年5月1日から同年10月26日までの期間については、申立人は、「職業安定所の紹介で、平成7年5月1日付けでA社に入社した。」と主張しているが、上述のとおり、申立人は、同年7月26日に同社に入社したことが認められる。

また、A社は、「申立人は、平成7年7月26日に入社したが、当初の3か月は試用期間を設けており、厚生年金保険に加入する手続は行っていなかった。」と回答している。

さらに、上記の社員台帳の社会保険料控除額の記述から判断して、申立人は、 当該期間の厚生年金保険料を控除されていなかったことが認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成7年5月1日から同年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成20年1月は24万円、 同年2月は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月及び同年2月

A社在職中の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている旨の申立てをし、前回、厚生年金保険法第75条該当の申立期間については、あっせんによる記録訂正が、時効消滅していない期間については、職権による訂正が行われるはずであったが、年金機構の事務処理が遅れたため、申立期間の2か月分が時効になってしまったので、当該2か月についても記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、19万円となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成20年1月は24万円、同年2月は28万円の報酬月額を支給され、それぞれ28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において

確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成20年1月は24万円、同年2月 は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、事業主は、 給与支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険 事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行って おらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付す る義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年1月1日まで 平成6年1月1日付けの辞令によりA社から関連会社のB社に移ったが、 申立期間はA社に勤務していた。給料支払明細表もあるので、厚生年金保険 の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細表及び辞令、A社から提出された人事記録、及び回答書、同社の事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し(平成6年1月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細表における厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成5年12月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 4405

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、<標準報酬月額>(別紙一覧表参照)に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑧までの期間に係る標準賞与額の記録については、<標準賞与額>(別紙一覧表参照)に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月から18年7月まで

- ② 平成15年7月11日
- ③ 平成15年12月17日
- ④ 平成16年12月15日
- ⑤ 平成17年12月16日
- ⑥ 平成18年7月12日
- ⑦ 平成18年12月20日
- ⑧ 平成19年7月12日

ねんきん定期便の内容と給料支払明細書及び賞与支払明細書の保険料控 除額が相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「厚生年金保険特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、<標準報酬月額>(別紙一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は事務処理の誤りを認めていることから、事業主は給 料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報 酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額 に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係 る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付す る義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成6年9月、同年11月、13年8月、同年10月から14年3月まで、同年9月から15年5月まで、同年8月から16年2月まで、同年4月、同年5月、同年8月から17年1月まで、同年3月から同年5月まで、同年7月から18年1月まで、及び同年3月から同年5月までについては、申立人から提出された給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②から⑧までについて、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与支払明細書の保険料控除額又は賞与額から、<標準賞与額>(別紙一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は事務処理の誤りを認めていることから、事業主は賞 与支払明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与 額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料 について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

【厚生年金あっせん一覧表】 (愛知)

事案4405 男 昭和37年生 平成6年 10月 12月 平成7年 1月 2月 3月	44万円 38万円 44万円 34万円
平成7年 1月 2月 3月	44万円
2月 3月	
3月	34万円
	36万円
4月	41万円
5月	44万円
6月	47万円
7月	44万円
8月	32万円
9月	56万円
10月	47万円
11月	44万円
12月	59万円
平成8年 1月	47万円
2月	38万円
3月	38万円
4月	41万円
5月	38万円
6月	38万円
7月	41万円
8月	32万円
9月	38万円
	36万円
	38万円
12月	34万円
平成9年 1月	47万円
2月	47万円
3月	53万円
4月	38万円
5月	36万円
6月	59万円
7月8月	59万円
9月	59万円
10月 11月	59万円
12月	
平成10年 1月	50万円
2月	59万円
3月	59万円
4月	59万円
5月	44万円
6月	38万円
7月	47万円
8月	59万円
9月	47万円
10月	53万円
11月	36万円
12月	38万円
平成11年 1月	36万円
2月	38万円

1 1 1		3月	59万円
		4月	59万円
		5月	59万円
		6月	59万円
		7月	53万円
		8月	59万円
		9月	59万円
		10月	59万円
		11月	59万円
		12月	59万円
	平成12年	1月	59万円
		2月	59万円
		3月	59万円
		4月	59万円
		5月	59万円
		6月	38万円
		7月	59万円
		8月	59万円
		9月	59万円
		10月	59万円
		11月	62万円
	平成13年	12月	59万円
	十八13十	1月	62万円
		2月	62万円
		3月 4月	62万円 62万円
		_	
		5月 6月	62万円 50万円
		7月	62万円
		9月	62万円
	平成14年	4月	56万円
		5月	41万円
		6月	53万円
		7月	41万円
		8月	41万円
	平成15年	6月	59万円
		7月	53万円
	平成16年	3月	56万円
		6月	53万円
		7月	62万円
	平成17年	2月	62万円
		6月	62万円
	平成18年	2月	53万円
		6月	62万円
		7月	59万円
	申立期		標準賞与額
	平成15年7月		40万9,000円
	平成15年12		55万4,000円
	平成16年12 平成17年12		54万6,000円
	平成17年12		59万1,000円 41万円
	平成18年7月		58万1,000円
	平成19年7月		47万3,000円
	1 //\\ ± U = [1 /-	, 12 1	11/20,00013

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年4月1日であると認められることから、申立期間①に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②において船員保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の船員保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和20年8月20日)及び資格取得日(21年4月1日)を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年4月は180円、同年8月から21年3月までは60円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和20年8月20日から同年9月17日までの期間及び21年2月1日から同年3月31日までの期間において、戦時加算該当船舶であるA社の所有するB船に乗船していたことが認められることから、戦時加算該当期間として、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から20年5月1日まで

② 昭和20年8月20日から21年4月1日まで

私は、昭和18年4月ごろ、当時の勤務先にA社から船員募集のお知らせがあったため、友人と一緒に応募し、同社に就職した。入社後、2か月から3か月の研修期間を経て同年7月ごろからC船に乗船し、その後、21年7月に下船するまでB船に勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社の資格取得日が昭和20年5月1日とされ、申立期間①の被保険者記録が無い上、同年8月20日に資格喪失した後、再度、21年4月1日に資格取得したこととされているため、申立期間②が空白となっていることが分かった。

私は、昭和18年の乗船当時の給与や航海手当のほか、船長等の記憶があり、 申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、船 員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年5月1日までの期間及び申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社B船において同年5月1日に船員保険の資格を取得し、同年8月20日に資格を喪失後、21年4月1日に同社において再度資格を取得したとされている。

しかし、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において昭和20年4月1日に資格取得し、21年8月9日に資格喪失した記録が確認できるとともに、申立期間②において資格を喪失及び再取得した旨の記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和 20 年4月1日であると認められる。また、申立人は、申立期間②において船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳の記録から、昭和20年4月は180円、同年8月から21年3月までは60円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における船員保険被保険者記録のうち、戦時加算の期間は、昭和20年7月3日から同年8月16日までとされている。

しかし、申立人の船員保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和20年7月3日から同年9月17日までの期間及び21年2月1日から同年3月31日までの期間について、戦時加算該当区域に従事していた旨記録されていることから、申立人は、当該期間において戦時加算該当船舶(A社の所有するB船)に乗船していたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和18年4月から20年4月1日までの期間については、申立人は、「入社後、2か月から3か月の研修を経て、昭和18年7月ごろからC船に乗船したものの、同船が台風により座礁したため、B船に乗り換えた。」と主張しているが、A社の船員保険被保険者名簿には、申立人が当時、C船及びB船の船長であったと記憶している者の記録は見当たらない。

また、申立人は、上記の船長を除いて当時の同僚の名前を記憶しておらず、A社の船舶部の担当者は、「現在保管されている船員保険被保険者名簿が申立期間のすべてかどうかは不明だが、名簿の中に申立人の氏名は見当たらず、当時の届出及び納付については不明。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4407

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和54年12月から55年9月までは18万円、56年7月から同年11月までは26万円、同年12月から57年2月までは24万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から58年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年9月、同年11月から59年3月までの期間、同年8月から60年7月までの期間及び同年9月は26万円、61年10月から同年12月までは22万円、62年1月から平成元年12月までは24万円、2年1月から同年9月までは20万円に訂正する必要がある。なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から平成9年9月まで

昭和54年12月から平成9年9月までの標準報酬月額が、当時の給与明細書で控除されている厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額よりも低いため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年12月から55年9月までの期間、56年7月から58年7月までの期間、同年9月、同年11月から59年3月までの期間、同年8月から60年7月までの期間、同年9月及び61年10月から平成2年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票、市民税県民税特別徴収税額の通知書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に 基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付 が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和54年12月から55年9月までは18万円、56年7月から同年11月までは26万円、同年12月から57年2月までは24万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から58年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年9月、同年11月から59年3月までの期間、同年8月から60年7月までの期間及び同年9月は26万円、61年10月から同年12月までは22万円、62年1月から平成元年12月までは24万円、2年1月から同年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与 明細書において確認できる期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報 酬月額と、社会保険事務所(当時)で記録されている当該期間の標準報酬月額 が一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保 険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、 上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年10月から56年6月までの期間、58年8月、同年10月、59年4月から同年7月までの期間、60年8月、同年10月から61年9月までの期間及び平成2年10月から9年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

愛知厚生年金 事案4408

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和17年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から21年2月24日まで

私は、昭和14年4月から22年6月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間中の昭和20年4月に軍隊に入隊したが、同年8月には復員し、同年9月にはA社に戻った。申立期間には転勤もあった。保険料控除を証明するものは無いが、被保険者証を入隊の時に、会社に保管してもらうように申し出た覚えもある。

申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得、同年3月31日に資格を喪失し、また、オンライン記録によると、21年2月24日に同社において、再度、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間のうち17年3月31日から21年2月24日までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、「昭和14年4月から22年6月までA社に継続して勤務していた。申立期間当時、同社の同僚と共に、オート三輪の免許を取ったことを記憶している。」と主張しており、オンライン記録によると、当該同僚には、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年9月28日までの期間に係るA社での被保険者記録が確認できる。

また、当該同僚は、当時の申立人のことを記憶しており、「申立期間に申立人と同じA社の寮に住んでいた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から被保険者記録のある複数の同僚の業務内容、そのほか戦時中の出来事等について、具体的かつ詳細に記憶しており、当該記憶が申立人の軍歴の記録とも一致していることから、申立人の主張には、信憑性が認められる。

これらのことから、申立人は、申立期間を含む昭和14年4月から22年7月1日までの期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社の労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、被保険者名簿によると、復元された同年当時、すべての者が同年に資格取得した旨記録されており、その大半の者が同年以前から同社で継続勤務しているにもかかわらず、新しく手帳記号番号を付与されている。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和17年1月1日に付与された番号と、戦後復元された被保険者名簿の資格取得時に付与された番号が異なっており、A社退職後に勤めた事業所においても異なった番号を付与されており、申立人は、3つの手帳記号番号を払い出されていたが、申立人が47年に勤めた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当初、3番目の手帳記号番号が記載されていたものの、その後、17年1月1日付与の手帳記号番号に修正されていることから、申立人の申立期間における被保険者記録が存在していたことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページ及び前後のページに記載されている同僚の大半について、オンライン記録、被保険者名簿の記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録が不整合であるほか、被保険者名簿では、復元時に資格取得とされているにもかかわらず、申立人と同じ職種で、年齢も近い複数の同僚が、オンライン記録では、申立期間のうち、昭和17年6月1日から被保険者記録が継続していることが確認できるなど、社会保険事務所(当時)のA社に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間のうち、昭和17年6月1日から21年2月24日までの標準報酬月額については、申立人の同年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和17年1月1日から同年6月1日までの期間については、労働者年金保険への適用は同年6月1日に開始されていることから、当該期間について、申立人は、労働者年金保険の被保険者となることができない上、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4409

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和26年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から27年9月1日まで

私は、昭和22年7月から25年6月初めまでA社B支店で勤務し、いったん 退職の上、26年5月から再び同社のC支店で働いた。27年8月にC支店が閉 鎖となりB支店に戻ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時の給与明細書は無いが、働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社をいったん退職し、昭和26年5月に再度、同社C支店の事務所に勤務していたと主張しているところ、申立期間中に、同社B支店で厚生年金保険被保険者記録のある者は、「子会社のC支店にいた人が、申立人だったような気がする。作業員ではなく、事務方の仕事をしていたと思うが、その時期や期間までは記憶に無い。」と証言していること、及び申立人の入社経緯から退社するまでの間の事実経過の説明は、具体的で信憑性が認められることから判断して、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B支店を管轄していたD社会保険事務所(当時)は、昭和28年*月に火災により被災しており、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は無く、現存する同社に係る被保険者名簿は、作成時期については不明であるが、火災後、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、当該復元後の被保険者名簿は、

厚生年金保険の適用事業所の届出日の記載が無い、健康保険の整理番号に多数の欠番が見られる、被保険者に係る証回収済の印が押されているにもかかわらず、喪失年月日の記載が無い箇所が散見されるほか、資格得喪日がオンライン記録と異なっているなど、不自然な状況が見られる。

また、当該復元後の被保険者名簿によると、申立人の2回目の被保険者期間は、昭和27年9月1日から28年3月1日までとされているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には当該記録が記載されていない。

さらに、申立人と同様に厚生年金保険被保険者台帳に記録が無いものであって、復元後の被保険者名簿に昭和27年6月15日取得の記録がある同僚は、オンライン記録では、22年8月から資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、当該復元後の被保険者名簿は、正確に復元されているとは言い難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿等の焼失から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が認められること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和26年5月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から52年1月1日まで 私は、昭和50年3月8日から51年12月31日までA社で勤務していたが、 厚生年金保険の資格喪失日が同年9月1日とされ、申立期間は被保険者となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の明細を見ると、申立人は、申立期間中の昭和51年9月25日、同年10月28日及び同年11月27日に、A社から給与の振込みを受けていることが確認できるとともに、同年12月28日にも、振込者の記載が無いものの、同社からとみられる給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人が同年12月まで同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該振込額によると、昭和51年11月27日以降は、それまでの振込額より少なくなっているものの、同年10月28日の振込額は、同年8月27日及び同年9月25日の振込額と同額である上、同年7月28日の振込額とも大差がないことが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の給与締日及び給与支払日は不明であるが、 現在は、毎月15日が給与締日で、毎月28日が給与支払日である。また、厚生 年金保険等の社会保険料は翌月控除である。」と回答しているところ、上述の とおり、申立人の給与振込日は毎月28日であることが確認できることから、 申立期間当時も厚生年金保険料は翌月控除であったと推認され、昭和51年10 月28日に振り込まれた給与がそれ以前の振込額と同額であることから判断して、同年9月分の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険 厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から、9万8,000円とする ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、同社が申立人の資格喪失日を昭和51年9月1日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 1 月 1 日までの期間については、上述のとおり、申立人から提出された預金通帳の明細から判断して、申立人が 51 年 12 月まで勤務していたことは推認できるものの、当該給与振込額によると、同年 10 月 28 日は 8 万 5,228 円が振り込まれたのに対し、同年 11 月 27 日は 2 万 3,463 円、同年 12 月 28 日は 4 万 7,269 円と大幅に下がっていることが確認できる。

また、A社は、当該期間の勤務実態及び雇用形態について、人事関係の資料が残っておらず不明としている上、複数の同僚に聴取したが、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基 礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年3月1日まで

② 昭和26年12月1日から31年3月1日まで

A事業所で2回目に勤務した期間及びB事業所に勤務した期間については、それぞれ、脱退手当金を受給したこととされているが、もらった記憶は全く無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和29年4月以前は、被保険者期間6か月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために資格喪失した場合に脱退手当金を支給することとされていたが、脱退手当金を受給したとされる23年9月時点では、申立人は婚姻も分娩もしていないことが戸籍により確認できるため、脱退手当金の支給要件を満たしていない。

また、申立人が勤務していた申立期間①のA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性11人のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は皆無であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に勤務した同じ事業所における被保険者期間(同一事業所における1回目の勤務)についてはその基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「学校を卒業して初めてA事業所に勤務したので、この勤務のことは忘れるはずがない。」と述べており、申立人が当該勤務期間を失念するとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額(256円)は、法定額と30円相違している。

申立期間②について、申立人が勤務していた申立期間②のB事業所の健康 保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性14人のうち、申立人以 外に脱退手当金の支給記録がある者は皆無であることを踏まえると、事業主 が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②の前に勤務したA事業所(2回勤務し、うち1回は、申立期間①に係る勤務。)における被保険者期間についてはその基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「A事業所が改組されてB事業所になったものであり、要は同一の事業所である。同事業所の前に勤務したA事業所のことを忘れるはずがない。」と述べており、申立人が申立期間②の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年5月から14年3月までの期間及び16年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成17年6月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたもの及び納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月から14年3月まで

② 平成16年8月から同年10月まで

③ 平成17年6月から同年11月まで

平成13年5月から14年3月までの期間及び16年8月から同年10月までの期間については、私が20歳から24歳ごろまで国民年金保険料を滞納しており、A市B区役所から度々電話、手紙があったが、まとめた金額は払えないことを申し出て、分割してもらい納付済みである。

また、平成17年6月から同年11月までの保険料については、仕事中に身体を壊して退社した後、働けないことを申し出て一部を免除してもらい、差額の納付を完了している。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社を退職後の平成16年8月ごろに国民年金加入手続を行ったが、申立期間①及び②に係る20歳(13年*月)から24歳(17年*月)ごろまでは国民年金保険料を滞納し、その後A市B区役所の督促があったので、申立期間①及び②の保険料を分割して納付した。」としている。

しかしながら、申立人が当該期間の保険料を納付したとする平成 17 年 4 月 以降の時点では、申立期間①は既に時効が成立していることから、この期間の 保険料をさかのぼって納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、申立人がC社を退

職した平成 16 年 8 月 1 日を加入勧奨事象発生年月日として、18 年 2 月 22 日に国民年金加入勧奨の対象者とされていることから、申立人が同社退職の 16 年 8 月ごろに加入手続を行ったとは考え難く、仮に加入勧奨により加入手続を行ったとした場合、過年度納付することは可能であったものの、申立人は保険料の納付時期、納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間③について、平成17年6月にD社を退職後、 国民年金に加入すると同時に一部保険料の免除申請を行い、通常の保険料の2、 3割程度の保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申 立人が同社を退職した同年6月21日を加入勧奨事象発生年月日として、申立 期間②同様、18年2月22日に国民年金加入勧奨の対象者とされていることか ら、少なくとも、この時点までは国民年金に未加入であったことが確認できる 上、申立期間③当時の国民年金の申請免除には、全額免除及び半額免除以外の 免除制度は無かった。

加えて、平成 14 年度に市町村の保険料収納事務は国へ移管(一元化)されていることから、申立人が保険料を納付したとする当時、区役所では収納事務を取り扱っていなかった上、保険料収納事務の国への一元化以降は事務処理の機械化が一層進んだこと等から、領収書等による記録訂正事例も確認されていないところ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成13年5月から14年3月までの期間及び16年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が17年6月から同年11月までの国民年金保険料を免除されていたもの及び納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

申立期間当時、私は学生だったので、母親が国民年金の保険料を納付していた。弟がいるが、弟も学生だった時期は母親が保険料を納付しており、年金記録も納付済みとなっている。母親が弟の保険料を納付し、私の保険料を納付しなかったとは考えられないので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これを 行ったとする母親は加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、これ らの状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時住民登録を行っていたA市にも、申立人に係る国民年金の加入及び納付記録は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人の加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は、弟についても学生であった期間については国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、弟が国民年金に加入したのは、制度改正により学生が任意加入から強制加入となった平成3年4月からであり、任意加入の対象であった2年*月(20歳到達時)から3年3月までの期間については、国民年金に未加入であったことが確認できる。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2495 (事案 1820 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年9月まで

昭和43年4月に事業の許可を受け、従業員の社会保険加入の手続を行った。その際、代表者である私は個人事業主であったため、A市役所で国民年金加入手続を行った。

当時、私は3人の幼子と妻との5人家族であり、国民健康保険には加入していたので、国民年金にも加入していたはずである。

10 年ぐらい前に国民年金の加入時期に不審を抱き、社会保険事務所(当時)やA市役所に問い合わせるなど調査を始めたが、最近の年金に係る不祥事に関する報道でこれまでの経緯を思い出し、市の事務処理には疑念を持っている。

7年半もの間、保険料を未納にしていれば、指導や督促等があってしかるべきであるが、そのようなことも無かった。申立期間の保険料をどのように納付したのか明確な記憶は無いが、保険料は納付しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i)申立人は、昭和43年4月に 国民年金被保険者資格取得手続を行ったはずとしているが、当時、国民年金と 国民健康保険については、これらを区別して認識していなかったとしており、 これらの手続について、同時に一体的な処理が行われるものと考えていたこと がうかがわれることから、同年4月に申立人に係る国民年金被保険者資格取得 手続が確実に行われたと推認することはできないこと、ii)申立期間の国民年 金保険料は、A市役所で納付書により納付していたとしているが、同市では、 申立期間の保険料の納付方法は国民年金手帳を用いる「印紙検認」方式であっ たとしており、申立人の主張とは相違すること、iii) 同市では、申立期間にお いては、通常、専任徴収員による集金により保険料を徴収していたところ、申 立人は申立期間当時、保険料の集金が行われていたことを知らなかったとして いるが、申立人が、同年4月に国民年金被保険者資格取得手続を行っていた場 合、集金により保険料の徴収が行われていたことについて知り得なかったとは 考え難い上、申立人は申立期間に納付したとする保険料額についても記憶が無 いとしていること、iv) 国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金被保 険者資格取得手続が行われたのは、50年10月ごろであったとみられ、この手 続に係る国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が申立人に対して払い出 された形跡は見当たらないことから、同年10月ごろに行われたのが申立人の 最初の国民年金被保険者資格取得手続であったと推認されるほか、この手続に おいて、申立人は同年10月2日に国民年金被保険者資格を取得したとする処 理が行われたことがうかがわれることから、申立期間については国民年金に未 加入として取り扱われたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定 に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が 行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間の保険料の納付方法等について、その記憶は明確ではないと申立内容を変更しているものの、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月

会社を退職する前に会社が国民年金への加入手続をしてくれたと思う。

納付書がA市の自宅に届き、出産のためB市にある実家に里帰りしていた期間(平成14年1月から3月まで)に、国民年金保険料を実家近くの郵便局で2万円ちょっとずつを2回納付した。

保険料を納付したことが分かる資料は何も無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社が退職(喪失日:平成14年2月23日)前に国民年金の加入手続を行ってくれ、A市の自宅に納付書が届いたので、保険料2万円強を里帰りしていたB市にある実家近くの郵便局で2回納付したとしている。

しかしながら、通常、会社が従業員の退職に伴い国民年金の加入手続を行うことは考え難い上、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成14年4月6日(第3号被保険者)とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市では、市内外いずれに所在している郵便局であるかを問わず、郵便局で国民年金保険料を納付することはできなかったとしている。

さらに、申立人が納付したとする保険料月額2万円強は、申立期間当時の保険料月額1万3,300円とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

申立期間においては、住民票は実家のA市にあり、当時、大学生であったため、20歳から卒業する平成7年3月までの保険料については申請免除の承認を受けていた。その後、婚姻(8年2月)し、B市からC市に転入した同年4月に社会保険庁(当時)から当該免除期間の追納に関する封書を受け取ったことから、夫の初めての俸給支給日であった同年4月17日にD郵便局で申立期間の保険料20数万円を納付した。その後、E市に住んでいた平成13年度に、再び社会保険庁からハガキにより追納(金額10数万円)に関する連絡が来た。私は、既に納付済みであるとして社会保険事務所(当時)に問い合わせたが、納付記録は無いと言われた。金額が減額された経緯についても説明を求めたが、よく理解できなかったので、そのままにしてしまった。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁から申請免除とされていた申立期間の追納に関する封書を受け取った後、郵便局で申立期間の保険料を追納したとしているものの、申立人は、社会保険事務所又はC市において申請免除とされていた申立期間の追納申出を行ったことはないとしているところ、申請免除期間の保険料を追納する場合、市町村又は社会保険事務所に追納の申出を行い、直接、社会保険事務所で納付するか、社会保険事務所が作成した納付書により、金融機関で納付することとされている。このため、追納申出を行っていない申立人に対して、社会保険事務所が申立期間に係る追納の納付書を作成・送付することはなかったとみられる上、オンライン記録及び同市の記録においても、申立人が申立期

間に係る追納申出を行い、申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、平成8年4月17日に申請免除とされていた申立期間の保険料20数万円を納付したとしているところ、この時点で申立期間の保険料を追納した場合に必要な保険料額は52万2,020円となり、申立人が納付したとする保険料額とは乖離している。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

申立期間については、免除申請のハガキを返送した覚えがあり、免除却下の通知を受け取った覚えが無いので、免除期間のはずである。申立期間が免除期間であったことを示す資料は無いが、申立期間の前後の期間の保険料が免除とされているのに、申立期間の保険料が免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、免除申請を行い、免除却下の通知を受け取った覚えが無いので、免除期間のはずであるとしているところ、オンライン記録を見ると、「11 年度申免却下 11.8.4」とされており、A市が保管する記録の「履No. 2」欄の「期間」欄に「H11.04-H12.03」、「届出 申請」欄に「H11.04.01」、「該当 進達」欄に「H11.07.06」、「消滅 通知」欄に「H11.08.04」、「結果」欄に「却下」と記載されている。このことから、申立人の申立期間に係る免除申請は、平成11年4月1日に同市で受理され、同年7月6日に同市から社会保険事務所(当時)へ進達され、同年8月4日に社会保険事務所において当該免除申請の却下が決定され、同日付で免除申請却下通知書が送付されたものとみられる。このため、オンライン記録及び同市が保管する国民年金情報検索システム共に、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、申立期間の免除申請の事務処理について不自然な点は見受けられない。

また、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の

機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年7月まで

私は、婚姻(昭和36年6月)後、しばらくしてから国民年金に加入し、 集金人に保険料を4,000円から5,000円納付し、国民年金手帳に検認印を押 してもらっていた記憶がある。その後、いつごろか覚えは無いが、主人から もう納付しなくてもいいと言われたので納付しなくなった。当時の年金手帳 は見当たらず、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料納付につい て調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、婚姻後しばらくしてから近所の人が私の加入手続を行い、その近所の人に国民年金保険料 4,000 円から 5,000 円を納付したとしていたが、聴取の過程において、申立人は、加入手続を行い、保険料を納付したと記憶しているその人に確認したところ、「そのような事実は無い。お金も受け取っていない。」と言われ、加入手続時期がいつであったのか、また、保険料 4,000 円から 5,000 円を納付した時期が婚姻後しばらくしてからであったのかどうか自信がなくなったとしており、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月9日にA町で払い出され、同年6月7日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得したこととされており、これ以前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この資格取得日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、国民年金被保険者台帳、同町が保管する申立人の国民年金被保険者

名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、 この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、 申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。 さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月及び同年5月

母親が学生の任意加入について区役所に話を聞きに行ったところ、私が在学した学校は任意加入対象となる学校ではなかった。国民年金の保険料に未納があると障害年金等が生じた場合に不利になることを知り、母親が20歳から加入手続をして初回から保険料を納付してきた。

年金記録を見ると、初回から2回分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを 行ったとする母親は加入手続の時期及び保険料納付についての記憶が曖昧で あることから、国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細が不明である。

また、国民年金記号番号払出簿によると、申立人に国民年金記号番号が払い 出されたのは平成3年5月であり、このころに申立人は初めて国民年金の加入 手続を行ったとみられ、資格取得日は申立人が20歳になった元年*月までさ かのぼった事務処理が行われたものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、平成元年5月の保険料については、時効期間納付を理由とする過誤納が3年7月5日に発生し、同年10月8日に還付されていることが確認できる。

加えて、平成元年4月の保険料については、前述のとおり、申立人の国民年金記号番号が払い出されたのが時効期限間際の3年5月27日であること、及び翌月の同年5月の保険料が時効によって還付されていることを考え合わせると、納付書発行時点において同年4月の納付書自体が発行されなかった可能

性がうかがわれる。

このほか、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらず、 母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家 計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年3月までの期間、45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から39年3月まで

② 昭和45年2月及び同年3月

申立期間①については3回目の会社を退職後に、申立期間②については4回目の会社を退職後に自宅に集金人が来て国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、私か妻が集金人に毎月4,000円支払った。

申立期間の領収書を何枚か所持していたが、社会保険庁(当時)に提出したままとなっており、また、年金手帳もA社に渡したまま戻ってこないので、何も証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②のいずれについても、会社退職後、自宅に集金人が来て国民年金加入手続を行い、集金人に毎月保険料を 4,000 円納付したとしている。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に記号番号が払い出されたのは、申立人が 3 回目の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和37年5月から2年以上経過した40年2月であり、国民年金被保険者資格取得日は39年2月1日とされていることから、申立期間①のうち、大半は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人が集金人に毎月納付したとする保険料額4,000円は、申立期間①及び②当時の保険料額とは大きく乖離している。

さらに、社会保険庁に提出したとする申立期間に係る領収書について、年金 機構に照会したが、この事実を確認することはできなかった。 加えて、妻は、申立期間①及び②の保険料は納付済みとされているが、妻は 国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から被保険者資格を取得し、51 年 12 月まで継続して国民年金に加入しているのに対し、申立人は申立期間①及び② のいずれも、厚生年金保険被保険者資格喪失(申立期間①については上記のと おり 37 年 5 月、申立期間②については 45 年 1 月)後に、再加入しており、夫 婦で加入状況が異なることから、申立期間①及び②について、妻が納付済みと されていることをもって、申立人の保険料が納付されたとまで推認することは できない。

このほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人又はその妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年12月まで

私は、会社退職(昭和47年4月)後、A市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。加入して1年後ぐらいに妻が集金人から付加年金の加入を勧められたので、夫婦二人共に付加年金に加入し、定額保険料と付加保険料を併せて集金人に納付していた。妻が、付加保険料の領収書を集金人に依頼したが、「役所に記載されるので大丈夫。」と言われ、付加保険料の領収書は渡してもらえなかった。納付の事実を証明できるものは無いが、申立期間について、付加保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻から聴取したところ、付加年金に加入した時期は申立人が会社退職(昭和47年4月)した1年後ぐらいで、加入に際しては、集金人から付加保険料納付申出書を渡されたり、それに記載するなどの手続を行った覚えは無く、集金人に1年分の付加保険料を二人分払い、その後は定額保険料と付加保険料を併せて二人分払っており、1年分の付加保険料は一人分が1万数千円で定額保険料より付加保険料の金額が高かったことを記憶しているとしている。しかしながら、i)付加保険料を納付するには、付加保険料納付申出書を提出し、付加年金の加入手続を行う必要があること、ii)付加保険料は、付加保険料納付申出時期から納付が可能であり、申立人が会社退職(同年4月)した1年後ぐらいに付加年金に加入した場合、申立期間のうち、同年4月から48年3月までの期間はさかのぼって付加保険料の納付はできないこと、iii)納付したと主張する申立期間の1年分の付加保険料額(一

人分1万数千円)は、申立期間当時、1年分の付加保険料を納付した場合の金額(一人分4,200円又は4,800円、前納の場合は4,100円又は4,680円)とは 乖離していることから、妻の付加年金の加入手続及び付加保険料の納付状況に 関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人が申立期間について付加年金に加入していた形跡は見当たらず、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金情報検索システムを見ても、申立期間において申立人が付加年金の加入手続を行い、付加保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄の年月日欄に記載が無いこととも符合する上、一緒に付加年金に加入し付加保険料を納付したとする妻も同様に、申立期間において付加年金に加入し、付加保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、付加保険料は原則、定額保険料と併せて納付することとされており、 申立期間当時、A市では保険料徴収は国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、定額保険料と付加保険料を併せて納付した場合、国民年金手帳に定額保険料の検認のほかに付加保険料の納付を示す朱印を押すこととされていたところ、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の国民年金印紙検認記録欄を見ると、定額保険料の検認印は押されているものの、付加保険料の朱印は押されておらず、同様に、妻が所持する国民年金手帳の申立期間の国民年金印紙検認記録欄を見ても、付加保険料の朱印は押されていないなど、付加保険料を納付した形跡は見られない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月及び同年2月

父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も父親が市役所から送付されてきた納付書で私の分を含め家族4人分を一緒に納付したと聞いている。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、申立人の国民年金の加入手続時期及び手続後に交付される年金手帳の受領に係る記憶は無いほか、申立期間の保険料についても、保険料の納付時期及び納付金額の記憶は無いとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、父親は、申立人の加入手続後、市役所から送付されてきた納付書で申立人を含む家族4人分の保険料を一緒に納付した覚えがあるとしているところ、申立期間当時、申立人と同居していた姉は、申立期間を含む平成2年4月から6年11月までは厚生年金保険被保険者期間とされていることから、父親の主張と相違する。

さらに、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年3月11日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において資格取得日を同年4月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する「国民年金全件リスト」及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基

準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2504

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成2年3月まで

私は、学生であった昭和61年*月(20歳到達時)ごろ、希望者は国民年金に加入することができることを知り、国民年金に加入した。国民年金保険料は、毎月郵送されてきた振込用紙により、近くの郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年*月ごろ、国民年金加入手続を行い、毎月送付されてきた振込用紙で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、公簿によると、申立人は、申立期間においては、A市、B市及びC市に居住していることが確認できるものの、申立人は、加入手続場所、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無、受領時期、申立期間の保険料納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月7日にD市E区において払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この手続の際にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日である2年11月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。この国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったとみられる上、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、申立人にと

って当該期間は任意加入の対象者となる期間であり、この期間について、制度 上、加入手続の時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。 このため、資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、 当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2505

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から58年6月まで

私の母親が、昭和58年6月ごろにA市役所で国民年金加入手続を行い、 未加入となっていた20歳からの国民年金保険料をまとめて納付してくれた。 母親は、大金を用意して国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶して いる。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与 しておらず、これらを行ったとする母親は、申立期間の加入手続時期、保険料 の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、 加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の 国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月12日に払い出されており、これ以前 に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ せる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行わ れ、この加入手続においてさかのぼって52年*月*日(20歳到達時)を資格 取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管す る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも 符合する。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時 効により納付することはできない。

さらに、申立人は、加入手続時に母親が大金を用意して保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の過年度納付が可能であった昭和58年7月から60年3月までの期間の保険料が納付済みとされている上、加入手続後の国民年金加入期間において保険料はすべて納

付済みとされていることが確認できる。このため、前述のとおり、加入手続が行われたとみられる同年8月時点において、この納付済みとされている過年度保険料(12万7,110円)と同年4月から同年8月までの現年度保険料(3万3,700円)をまとめて納付した場合の保険料額を合計すると16万810円となることから、母親が加入手続後に大金を用意してまとめて納付したと記憶する保険料は、この保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2506

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年8月まで

昭和43年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、最初は、市役所で納付し、その後は送付されてきた納付書により2か月ごとに銀行で納付していた。申立期間の保険料は同市で納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、最初は、同市役所において現金で納付し、その後は送付されてきた納付書により2か月ごとに銀行で納付していたとしているところ、申立人は、保険料納付に際して印紙を購入したことは無く、納付金額についてもよく覚えていないとしている上、同市では、保険料の徴収方法は、46年8月までは国民年金手帳を用いた印紙検認方式で、納付書方式(規則検認)は同年9月からであり、この納付書の発行は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立人は、任意加入被保険者として昭和 48年9月26日に資格取得したこととされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日及び年金手帳の発行日共に同年9月26日とされていることとも符合する。このため、申立人の加入手続はこの資格取得日に行われたものとみられる。この任意加入資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となる上、申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、申立人は、制度上、加入手続を

行った時から当該期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、 申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2507

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月及び同年11月

昭和56年10月に会社を退職するころ、両親が経営する店に、以前、国民年金保険料を集金に来ていた女性が来店したので、母親が私の国民年金の手続方法等を相談し、保険料を納付しておいたからという報告を受けた。当時既に両親は年金を受給し、そのことを大変感謝しており、「あなたたちも受給できるようにきちんと絶え間なく支払っておいたから。」と言っていたし、支払っていないことを示す督促状も届いていないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接 関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申 立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、母親が集金人(国民年金推進員)に納付していたと思うとしているところ、A市では、集金人による保険料徴収は、昭和54年3月で廃止されていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得年月日を昭和41年1月29日として同年2月18日に払い出されており、その後、53年7月13日に被保険者資格を喪失し、再び被保険者資格を取得したのは平成11年11月7日とされている。申立人は、申立期間において、妻が厚生年金保険被保険者であったことから、当該期間は任意加入対象期間となるものの、申立人が所持する年金手帳

の「国民年金の記録」欄において、申立期間に係る被保険者資格取得日及び被保険者資格喪失日の記載は無く、A市が保管する国民年金情報検索システムでも、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見受けられず、申立人が当該期間において国民年金に加入していた事実を確認することはできない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2508

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年9月までの期間、63年7月から平成元年2月までの期間及び同年9月から7年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から同年9月まで

② 昭和63年7月から平成元年2月まで

③ 平成元年9月から7年4月まで

私は、申立期間が法定免除とされているが、当時複数の会社に勤務しており、法定免除の適用は受けていない。平成3年にA市B区役所の生活保護課の担当職員から、「法定免除とされている期間の保険料67万円を支払うと厚生年金が満額になる。」と言われたので、同課職員7人の前で、その担当職員に申立期間の保険料67万円を現金で支払った。その際、領収書を受け取ったが、現在は所持していない。申立期間の国民年金保険料が納付済みでなく法定免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年にA市B区役所の生活保護担当課において申立期間①、②及び③の国民年金保険料を一括納付したとしているところ、国民年金保険料は、国民年金担当部署で取り扱っており、生活保護担当課で保険料を納付することはできない上、申立人が平成3年に保険料を納付したとする時点においては、i)申立期間①及び②は過年度納付となるものの、申立期間①は時効により納付することができないほか、申立期間②のうち、一部期間は過年度納付が可能であるものの、区役所窓口では過年度保険料は取り扱っていないこと、ii)申立期間③のうち、平成4年度以降の保険料を納付することはできないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間①、②及び③に係る法定免除の適用は受けていな

いとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和62年7月から同年9月、63年7月から平成元年2月、同年9月から7年4月まで法定免除と記録されており、A市の国民年金保険料検認状況一覧票にも法定免除と記載されていることから、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。法定免除とされた期間については、保険料を追納することは可能であるが、保険料を追納する場合は、追納申出を社会保険事務所(当時)に行い、同事務所においてはこの申出に基づき、追納保険料の納付書を発行・送付することとなるが、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③について、追納申出及びそれに基づく当該期間の追納保険料の納付書の発行・送付をうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2509

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの期間及び55年4月から56年3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から48年3月まで

② 昭和55年4月から56年3月まで

申立期間①については、私が20歳になった昭和45年*月に父親がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父親が3か月ごとに集金人(国民年金推進員)に私を含めた家族3人分を一緒に納付していた。申立期間②については、婚姻(50年8月)後、私が夫婦二人分の保険料を同市から送付されてきた納付書で主に郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間①の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領時期、申立期間①の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び申立期間①の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の 国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月10日にA市で払い出され、これ以前 に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ せる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行わ れ、この加入手続においてさかのぼって45年*月*日(20歳到達時)を資格 取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持 する年金手帳及び同市が保管する国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合 する。このため、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であったもの とみられる上、この申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間 ①のうち、同年5月から46年6月までの保険料は時効により納付することは できず、同年7月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能であったも のの、同市では過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、父親も申立 期間①の保険料をさかのぼってまとめて納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立期間②については、申立人は、婚姻後の保険料は自身で夫婦二人分を金融機関で納付したとしているところ、申立人は、申立期間②の保険料の納付金額、納付周期及び納付時期についての記憶は無いとしていることから、申立期間②の保険料納付状況の詳細は不明である。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立人及びその元妻共に昭和 55 年度の備考欄には「納付書発送」と記載されていることから、申立期間②の保険料は、申立期間②当時未納であったものとみられ、元妻も申立期間②は未納とされている。このことは、A市が保管する申立人及びその元妻の国民年金被保険者名簿においても、検認記録欄の 55 年度欄は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、父親及び申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月ごろから32年11月ごろまで

② 昭和34年2月ごろから同年12月ごろまで

③ 昭和35年3月ごろから同年7月ごろまで

私は、申立期間①については、A事業所に勤務し炭鉱の坑外作業に、申立期間②については、B事業所に勤務し公共工事に、申立期間③については、再びA事業所に勤務し炭鉱の坑内作業に従事した。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、昭和38年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「A事業所に2年ないし3年間は勤務したと思うが、厚生年金保険の記録は1年半ぐらいしかない。」、「入所当初は、18歳未満だったので坑外の仕事をしていた。18歳になると坑内に入ることができるようになり、坑内の仕事に変わってから厚生年金保険に加入させてもらえた。」と証言しているところ、後者の同僚は、18歳2か月で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①のうち昭和31年3月から32年1月までの期間は18歳未満であり、申立人は、「申立期間①においては、坑外でボタ山整理

の業務を担当しており、坑内の仕事はしていない。」と述べている。

加えて、申立人が名前を挙げた8人の同僚のうち、1人についてはA事業所における被保険者記録が認められず、当時、同事業所は必ずしもすべての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、B事業所は、「当時の人事及び社会保険関係の資料は無い。しかし、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間については、誰も厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しているところ、同事業所は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

また、B事業所の複数の同僚は、「申立人のことは覚えていない。厚生年金保険の適用事業所となる前の期間においては、誰も厚生年金保険に加入しておらず、したがって給与から厚生年金保険料を控除されることもなかった。」旨証言している。

申立期間③について、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、前述のとおり、昭和38年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「私は、坑内で運搬や巻上げ作業をしたが、当時、見習期間があった。」、「私は、坑内で採炭作業をしていたが、実際に勤務した期間に比べて被保険者期間は2年間ぐらい少ない。」と証言しており、当時同事業所では、入社後直ちにすべての坑内作業を担当する従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保 険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月1日から46年4月1日まで

- ② 昭和46年5月10日以前の期間及び同年6月30日 以降の期間
- ③ 昭和46年12月1日以前の期間及び47年1月31日 以降の期間
- ④ 昭和47年8月10日以前の期間及び同年12月31日 以降の期間
- ⑤ 昭和48年3月5日以前の期間及び同年3月25日 以降の期間
- ⑥ 昭和48年10月12日以前の期間及び同年11月21日 以降の期間
- ⑦ 昭和49年4月12日以前の期間及び同年4月21日 以降の期間
- ⑧ 昭和52年2月1日以前の期間及び同年4月21日 以降の期間

申立期間①については、国の事業所の紹介でA社に入社した。

国の事業所が紹介してくれたA社が厚生年金保険に加入していないとは 思えないので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めて ほしい。

申立期間②から⑧までについて、勤務した期間の記憶は明確でないが、いずれも記録されている期間よりは長く勤めていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の業務内容を述べ、同僚二人の名前を 挙げている。

しかし、申立人がB県において勤務していたとしているA社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所の 登記は見当たらないとの回答であり、申立期間当時の住宅地図及び電話帳にも、 同社と符合する事業所は見当たらないことから、同社の所在及び事業主を特定 することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は、いずれも姓のみの記憶であるため、同人を特定することができず、申立人に係る勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

加えて、申立人は、「A社の本社は、C県D市にあったということを聞いたことがある。」と述べているが、D市を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所は見当たらないとの回答であり、C県E市に本社がある類似名称のF社は、昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているものの、同社のオンライン記録には、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚二人の名前は見当たらない。

申立期間②について、G社は、昭和46年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日より後の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同日より後の期間において同社で被保険者記録がある同僚は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、G社は、昭和54年12月*日に解散しており、 申立人の同社における勤務期間等について確認できない。

さらに、申立人と同日(昭和46年5月10日)に被保険者資格を取得している 複数の同僚は、「申立人のことは覚えていないので、詳しいことは分からない。」、 「申立人が在籍していたことは覚えているが、その期間までは覚えていない。 私がG社に入社したのは昭和46年3月ごろだったと思うが、厚生年金保険の記 録が同年5月10日からになっているということは、試用期間があったのかもし れない。」と証言していることから、申立期間当時、G社では、入社と同時に 厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなか ったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人のG社における被保険者資格の取得日及び喪失日の記録は、いずれも一致していることが確認できる。

申立期間③について、H社は、昭和48年8月1日に厚生年金保険の適用事業 所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、54年12月*日に解散して いることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いにつ いて確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、H社において、昭和46年12月1日に資格取得し、47年1月30日に離職していることが確認できるところ、当該記録は、申立人に係る同社の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、H社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人の名前を記憶していない。」、「申立人がH社に在籍していたことは覚えているが、その期間については覚えていない。」と証言している上、申立人が名前を挙げた同僚は、同社の厚生年金保険被保険者記録は認められるものの、連絡先が不明であるため、申立人の同社における勤務期間等について証言を得られない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険 厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人のH社におけ る被保険者資格の取得日及び喪失日の記録は、いずれも一致していることが確 認できる。

申立期間④について、I 社は、昭和48年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の所在地を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所の登記は見当たらないとの回答であり、同社の事業主を特定することができないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、I社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人の名前を記憶していない。」、「申立人がI社に在籍していたかどうかは分からない。」と証言している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、同社の厚生年金保険被保険者記録は認められるものの、一人は連絡先が不明であり、残る一人は死亡しているため、申立人の同社における勤務期間等について証言を得られない。

申立期間⑤について、J社は、昭和50年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、59年12月*日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、J社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人の名前を記憶していない。」、「申立人がJ社に在籍していたことは覚えているが、その期間については覚えていない。」と証言している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人がJ社に1年ほど勤務していたと覚えているが、いつからいつまでということは覚えていない。また、詳しいことまでは分からないが、営業でそれなりの成果を上げないと、厚生年金保険には加入させてもらえなかったということはあったと思う。」としていることから、申立人の当該期間に係る勤務についてはうかがえるものの、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなか

ったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険 厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人のJ社におけ る被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれも一致していることが確認でき る。

申立期間⑥について、K社は、昭和48年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の所在地を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所の登記は見当たらないとの回答であり、同社の事業主を特定することができないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、K社は、厚生年金保険の適用事業所となった日から約1か月後の昭和48年11月21日には適用事業所ではなくなっており、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚13人についても、申立人と同様に全員が、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、K社において、申立人と同日に被保険者資格を取得している複数の同僚は、「申立人がK社に在籍していたような覚えはあるが、在籍していた期間までは覚えていない。」、「申立人のことは覚えていないが、K社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は1か月だけだったと思う。」と証言しており、申立人の同社における勤務期間等について証言を得られない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険 厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人のK社におけ る被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれも一致していることが確認でき る。

申立期間⑦について、L社は、昭和51年6月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日より後の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同日より後の期間において同社で被保険者記録がある同僚は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、L社は、昭和59年12月*日に解散しており、 申立人の同社における勤務期間等について確認できない。

さらに、L社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人の名前を記憶していない。」、「申立人がL社に在籍していたことは覚えているが、その期間については覚えていない。」と証言していることから、申立人の同社における勤務期間等について証言を得られない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険 厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人のL社におけ る被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれも一致していることが確認でき る。

申立期間®について、M事業所は、昭和52年4月21日に厚生年金保険の適用

事業所ではなくなっており、同日より後の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所の登記は見当たらないとの回答であり、同事業所の事業主を特定することができないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人の国民年金の記録によると、昭和52年4月から申請による国民年金保険料の全額免除期間となっていることから、申立人は、少なくとも同年4月以降の期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを承知していたことがうかがえる。

さらに、M事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人がM事業所に在籍していたかどうかは分からない。」、「M事業所は、企業に資金を融資する業務を行うための開設準備をしていたが、認可が下りなかったため、すぐに解散した。」と証言しているとともに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、申立人の先輩であった者は、同事業所の厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、連絡先が不明であり、残る一人は、「申立人は、私よりも先にM事業所に入社していたと思うが、厚生年金保険の取扱いについて詳しいことは分からない。」としていることから、申立人の同事業所における勤務期間等について証言を得られない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険 厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人のM事業所に おける被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれも一致していることが確認 できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑧までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月16日から33年4月1日まで

私は、申立期間において、A社社長の指示によりB社に出向し、1年もたたないうちに、再びA社に戻った。

年金記録を確認したところ、出向していたB社の期間については空白期間とされていることが分かったが、当該期間においても継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の新履歴台帳に、「B社出向」と記載されていることから、出向していた期間は特定できないが、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、B社は、申立期間より後の昭和40年5月21日に適用事業所となっており、申立期間当時、同社が適用事業所であった記録は確認できない上、同社の事業主を含め、同日より前に同社の被保険者記録がある者は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、B社には、私を含め従業員3人と社長が勤務していたと思う。」と述べていることから、B社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

さらに、B社は、当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料等は残っていないので厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しており、当時の同社事業主は死亡している上、申立人が名前を挙げた当該事業主の子女2人は、「当時、私は中学生だったので、詳しいことは分からない。」、「当時、私は学生だったので、詳しいことは分からない。卒業後、B社に入社したが、会社として

厚生年金保険に加入したのはもっと後だったと思う。」と証言している。

加えて、A社も、当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料等は保管しておらず、当時の同社事業主は死亡している上、申立人が名前を挙げた当該事業主の妻は、「当時のことについては、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 11 月 26 日から 27 年 4 月 1 日まで

② 昭和27年4月1日から28年5月30日まで

申立期間①については、私は、昭和26年11月26日に資格を取得した後、 A社に長距離トラックの運転助手として勤務し、その後B事業所に社長車の 運転手として住み込みで勤務した。それぞれ3か月間ほどだったと思う。

申立期間②については、C事業所では、現場に作業員を運ぶ船の機関士助手として勤務した。

いずれの期間についても、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、A社における勤務について、同社は、「当時の書類は保存していないので、申立人の勤務実態等について不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を覚えておらず、A社において厚生年金保 険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人のことは覚えていないと証 言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間①のうち、B事業所における勤務について、C事業所から提出された解傭者臨時傭人名簿の申立人に係る人事記録の「略歴」欄に、「26.12 27.3 B事業所に勤務」と記載されていることから、申立人は当該期間において、B事業所に勤務していたことがうかがえるが、同事業所は、「当時の資料は保管

していないので、厚生年金保険の取扱い等は分からない。申立人は、社長の運転手として勤務したということだが、当時の社長は既に死亡している。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を覚えておらず、B事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人のことは覚えていない。」、「当時、住み込みで社長車を運転する者がいたかどうかは分からない。」と証言している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間②について、C事業所から提出された臨時職員名簿、解傭者臨時傭人名簿及び誓約書(申立人が採用時に同事業所に提出したもの)により、申立人が、当該期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、上記臨時職員名簿に名前が記載されている同僚5人は、いずれも当該期間において共済組合の年金記録が認められるものの、C事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、当該同僚5人は、上記臨時職員名簿に記載された採用日から6か月ないし19か月後に、共済組合の組合員資格を取得していることが認められることから、期間は一律でないが、当時C事業所では、採用から共済組合に加入するまでに一定の期間があったことがうかがわれる。

さらに、C事業所は、「当時、申立人のような臨時職員を共済組合に加入させていたのか、あるいは厚生年金保険に加入させていたのか、また、加入させるまでに一定の待機期間があったのかどうか、具体的にどのように処遇していたのかは分からない。それを確認できる当時の資料も保存していない。」と回答している上、当該同僚5人のうち2人の同僚は、「多くの職員が勤務していたので、申立人のことは覚えていない。ほかの人がどのような制度に加入していたのか、給与から保険料(掛金)を控除されていたのかどうかについても分からない。」旨証言しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から13年9月まで

私は、A社に平成7年4月1日に入社し、14年6月10日に退職するまでの期間、ほぼ同一業務、同一賃金で継続して勤務した。しかし、申立期間の標準報酬月額については、当時、私が受け取っていた給与額(56万円から59万円程度)よりも、10年2月から12年5月までの期間は、26万円から29万円程度、同年6月から13年9月までの期間は、12万円から15万円程度低くされているので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は、申立人が記憶している当時の標準報酬月額(56万円から59万円程度)と比べて低額である。」と主張している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年8月から13年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細表及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

申立期間のうち、平成10年2月から同年7月までの期間については、申立人から給与明細表等は提出されておらず、A社は、申立人に渡した給与明細表等以外に当時の資料は保存していないと回答しており、当該期間に係る給与額及

び保険料控除額について確認できない。

また、申立人が申立期間に係る給与額の一部であると主張している運賃請求書に記載されている金額については、申立人から提出された平成10年3月から11年2月までの期間に係る運賃請求書の写し、及び10年3月から11年11月までの期間に係る運賃請求書に記された支払金額の振込金受取書により、A社から申立人に対し、給与とは別に運賃が支払われていることを確認できるが、当該支払金額から厚生年金保険料が控除された形跡は確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年12月まで

昭和40年から43年にかけて、ビルに入っていたA社(現在は、B社)の C店にホール主任として働いていた。当時の従業員数は、男性が30人ぐら い、女性が100人ぐらいだったと思う。女性従業員は、ほとんどがアルバイ トであったが、男性従業員は、店の規模が大きかったので、社会保険に加入 していたのではないかと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA社の代表者、C店の所在地、業務内容などを具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿において、A社及びB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、B社は、「現在(平成22年7月)社会保険の加入手続中であるので、A社であった当時も厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間当時におけるA社の同僚は、「A社の厚生年金保険被保険者記録は、自分にも無いが、当時、同社に厚生年金保険のようなものは無かったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年ごろから64年ごろまで

② 平成2年ごろから4年ごろまで

③ 平成4年ごろから15年ごろまで

申立期間①については、A社に勤務して3交替制の会社等に人を派遣する 仕事を、申立期間②については、B事業所で警備員の仕事を、申立期間③に ついては、C事業所で道路の建設・補修の仕事をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の当時の所在地、仕事内容などを具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「昭和の時代の入社簿・退社簿は、既に廃棄しており、当時の社員も退職していることから、申立人の在籍については確認できず、不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、A社での同僚について名字しか記憶しておらず、同人を特定できない上、同社における雇用保険の記録も確認できない。

申立期間②について、B事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同じ県内に存在するB事業所と同じ名称の事業所は、「申立人の名前には記憶が無い。厚生年金保険の適用事業所になったことも無い。」と証言している。

また、申立人は、B事業所における同僚の名前を記憶しておらず、同僚から申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて証言

を得ることもできない。

申立期間③について、申立人は、C事業所の当時の所在地、仕事内容などを 具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、同事業所に勤務 していたことはうかがえる。

しかし、C事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当時の住宅地図により、申立人が記憶している所在地にC事業所が存在したことは確認できるが、商業登記簿には、同事業所に係る法人登記の記録が無く、事業主等の連絡先も不明であり、申立人も同事業所における同僚の名字しか記憶していないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月1日から同年12月1日まで

私は、昭和58年4月からA事業所に研修生として勤務し、同年5月に資格を取得した。同年8月1日からB事業所にパートとして勤務し、厚生年金保険にも加入した。その後、59年5月1日からA事業所に移り、研修生期間が終了する60年4月1日まで勤務したが、同事業所での厚生年金保険被保険者記録は59年12月1日からとされている。結婚により同年12月に姓が変わっているものの、同年5月1日から7か月間も厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書により、申立人が昭和58年5月14日から60年3月31日まで同事業所及びB事業所に勤務していたことが認められる。しかし、オンライン記録及び適用事業所台帳によると、A事業所は、昭和59年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が同じ時期に勤め始めたと記憶している同僚は、申立人と同じ昭和59年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所の申立期間当時の同僚は、「当時、A事業所の事務担当者から、国民年金に加入しておいてくれと言われ、私は、申立期間において国民年金に加入していた。」と証言している。

加えて、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年12月1日に、同事業所に勤務していた174人(申立人を含む。)について、一括して

被保険者資格を取得させていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から同年9月まで又は28年3月から同年

9月まで

私は、申立期間においてA社B支店で勤務していたことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B支店に勤務した際に寮で同室であったとする同僚の証言、申立人の同社の業務内容や所在地等に係る具体的な記憶と申立期間当時の従業員の証言が合致していること、及び同社において厚生年金保険被保険者期間(昭和28年2月から同年10月まで)を有する伯父に関する申立人の具体的な記憶から判断して、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が寮で同室であったとする上述の同僚を含む3人の同僚は、 A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、名前を確認 することができない。

また、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間における保険料控除に係る記憶が曖昧である。 このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から46年3月1日まで

私は、A社に入社し、異動はあったが、昭和46年の4月か5月ごろまで継続して勤務し、給料も毎月支払われていたにもかかわらず、45年6月1日から46年3月1日までの年金記録が無い。申立期間は、同社B支店等に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同社同支店において昭和45年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、46年3月1日に同社同支店において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いが、申立人は、「申立期間もA社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は同社C支店で2度にわたり、異なる厚生年金保険手帳記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同台帳に記載されている厚生年金保険手帳記号番号、資格取得日、標準報酬月額は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している上、再取得時の標準報酬月額は、資格喪失時の標準報酬月額に比べ減額されていることが確認できる。

また、A社C支店における被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における継続勤務について確認できない。

さらに、A社C支店における申立期間当時の複数の同僚は、「当時、外務員は、3か月ごとに成績の査定があり、一定の基準に達しない成績の場合は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、改めて成績が上がった時点で、再度厚

生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と証言している。

加えて、A社の現在の人事担当者も、「当時の就業規定等は無いが、当時のほかの従業員の記録によると、職員から嘱託になり3か月後に職員に昇格している記録が確認できることから、営業成績の査定等によりこのような取扱いがあったことが考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から33年ごろまで

私のA社での年金記録は昭和29年8月1日資格喪失とされているが、退職は33年ごろと記憶しているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する健康保険厚生年金保険資格喪失届(事業所控)によると、申立人の資格喪失日は、昭和29年8月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、上記の喪失届において昭和29年8月1日に資格喪失している同僚9人のうち、オンライン記録で被保険者記録の確認できる8人の資格喪失日は、申立人と同様に一致していることが確認できる上、当該喪失届の備考欄には、申立人を含め全員に「企業整備のため人員整理」との記載が確認できる。

さらに、A社は、「資格取得届と喪失届の控えを除いて、人事記録等の資料は保管されていないことから、申立人の在籍期間は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4423 (事案 448 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年から41年まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年10月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもらった。

新たな資料等は無いが、再度調査の上、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務していた申立人の兄の証言等から判断して、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められるものの、同社は、昭和54年1月*日に解散しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等は無いこと、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があると主張するが、その裏付けや保険料を控除されていた状況等について具体的な説明が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等は無いが、再度調査してほしい。」として、再度申し立てているところ、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回の調査で、新たに証言を得られたA社の元総務担当者は、「申立人が勤務していたのは、当時、A社に勤務していた者からも聞いて知っているが、申立人は正社員ではなく、臨時職員だったのではないか。」と証言しているところ、前回の調査で聴取した同僚の一人も、「私も、A社に入社した当時

は弁当配りの仕事をしていたが、申立人が同じ仕事をしていたなら、おそらく 臨時職員だったと思う。」と証言している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から同年10月1日まで 私は、A社のグループ企業であるB社に昭和56年4月1日付けで出向し、

58年10月1日付けで出向解除となった。厚生年金保険の資格喪失日は、同年9月30日とされているが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「本来、昭和58年10月1日を資格喪失日として届け出るべきところを、担当者が誤って同年9月30日として届け出たものと思われる。月末を資格喪失日として届け出た場合、当時の取扱いは分からないが、現在は、給与から保険料は控除していない。」と回答している上、A社も、「申立期間当時は、B社との出向雇用協定により、給与支払などはすべて出向先が行っており、当社は、人事権のみが残っていた。」と回答している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が、昭和58年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨届け出られたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月10日から55年3月10日まで 夜間大学に通いながら、昼はA事業所に勤務していた。当時の資料は無い が、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「当時の資料は現存していないが、申立人が夜間大学に通っていた4年間、当社に勤務していたことは覚えている。」と回答していることから、正確な勤務期間は不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所は、「当社は、申立期間当時も現在も個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所として届出を行っていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月6日から57年9月5日まで 昭和53年8月に前社を退職してすぐにA社B支店に入社し、運転手とし て勤務した。入社時に年金手帳を会社に提出したが、同社における厚生年金 保険の加入は57年からとされている。申立期間について、厚生年金保険の 被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 56 年 11 月 1 日以降の期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の元事業主は、「当時の関係資料は無いものの、前任者が事業 主であった申立期間当時のA社では、運転手は、原則として社会保険には加入 させておらず、希望する者だけを加入させていた。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同職種の同僚のうち、複数の同僚が、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社において被保険者記録が確認できる同僚のうち、一人は、「昔のことなので、厚生年金保険の加入を希望したかどうかはよく覚えていないが、入社して2年から3年後に厚生年金保険に加入している。」と証言していることから判断すると、申立期間当時、同社では、運転手については、本人からの希望があって初めて、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、A社は、既に事業所として存在しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、当時の複数の同僚に聴取しても勤務実態をうかがわせる証言が得られないことから、申立期間のうち、昭和53年8月6日から56年11月1日までの期間における申立人の勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月28日から54年1月1日まで 私は、A事業所に昭和53年12月31日まで勤務し、離職日が同日と記載され た離職票を保管している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票及び雇用保険の記録によると、申立人のA事業所の離職日は、昭和53年12月31日になっていることが確認できるものの、同事業所から提出された労働者名簿の申立人の退職日は、同年12月27日であることが確認できる。

また、A事業所は、「雇用保険の離職日が昭和53年12月31日となっている理由は不明であるが、当社が保管している労働者名簿の申立人の退職日は、同年12月27日となっている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は、同年12月28日と記載されていることから、申立期間に申立人はA事業所に勤務しておらず、保険料も控除していないと思われる。」と回答している。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者欄の記載から判断すると、申立人は、申立期間において、夫の被扶養者であったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年9月から14年9月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年10月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から14年10月まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、A 社から支払われた役員報酬額に比べ、非常に低いことが分かった。

私は、当該記録に納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額の記録 を役員報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年9月から14年9月までの期間については、申立人は、「申立期間の標準報酬月額の記録に納得できない。顧問先であった税理士から申立期間に係る摘要元帳(項目は、役員報酬・未払費用)を取り寄せたので、当該元帳に記載してある役員報酬を基に記録を訂正してほしい。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成12年9月から13年9月までは36万円、同年10月から14年9月までは38万円とされていたが、同年9月26日付けの随時改定により、12年9月までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿により、申立期間当時、申立人が同社の代表 取締役であることが確認できるとともに、オンライン記録により、申立人が厚 生年金保険の適用事業所としての同社の事業主であることが確認できる。

また、滞納処分票によると、申立人は、A社の事業主として、B社会保険事務所(当時)の職員と、社会保険料の滞納解消について協議を繰り返していることが記録されており、当時、社会保険事務所(当時)から滞納保険料の納付

を強く要請されていた状況、及び申立人が同社の社会保険関係の事務処理に係る権限を有していた事情がうかがわれるところ、申立期間に係る記録訂正処理についても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成12年9月から14年9月までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成14年10月については、申立人の当該期間の標準報酬月額(9万8,000円)は、さかのぼって記録が訂正された形跡は無く、オンライン記録によると、被保険者報酬月額算定基礎届により適正に届け出られていることが確認できる。

また、申立人から提出された摘要元帳では、当該期間の役員報酬額に見合う 厚生年金保険料を役員報酬から控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成14年10月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月16日から9年4月1日まで 私は、平成8年7月16日から9年3月31日までA事業所で勤務した。しかし、勤務した期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の在職証明書、及び同事業所から提出された人事記録により、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所から提出された共済組合員原票によると、申立人は、申立 期間において共済組合員であったことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 12 条において、共済組合員は、厚生年金保険の被 保険者としないと規定されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月10日から31年10月1日まで 以前から年金記録が欠落していると思っていたが、社会保険事務所(当時) において相談したところ、A社B支店における3か月の年金記録(昭和31年10月1日から32年1月4日まで)が見付かった。

しかし、私は、A社B支店に勤務していたのは3か月ではなく、昭和30年2月から32年1月まで勤務していた。

給与明細書等証明する書類は無いが、子供が幼く働かなければならず、また、年金は大切であるとの認識もあったため、A社B支店が請け負っていた現場に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店における申立人の同僚の証言から判断して、申立人は、時期は明らかでないが、申立期間当時、同社同支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同様に、A社B支店において昭和31年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされる複数の同僚は、「自分自身が記憶している勤務期間に比べ、厚生年金保険の被保険者期間の記録は短い。入社当時は、厚生年金保険料を控除されていなかった。昭和31年10月ごろから厚生年金保険料を控除された。」と証言していることから、申立期間当時、同社同支店では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は、「現存する書類からは、申立人が昭和31年10月1日に資格取得したことが確認できるが、同日より前に関する事は不明である。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿について、昭和30年1月1日から申立人の資格取得日(31年10月1日)まで確認したが、申立人のものとみられる記録は無く、同名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の資格取得日は、いずれも同年10月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月3日から同年8月1日まで

② 平成10年8月1日から15年7月11日まで

私は、A社を解雇され、申立期間①及び②について、同社と雇用関係に無いこととされていたが、申立期間①について、平成6年6月20日にB地方裁判所において和解が成立し、当該期間は解雇無効となり、賃金が支払われたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間②について、16年*月*日にC高等裁判所で解雇無効の本判決により、定年退職日が15年7月10日に決定したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成6年2月2日付けでA社を解雇され、同年2月3日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているものの、申立人から提出された同年6月20日付けB地方裁判所作成の和解調書により、申立人は、同年2月3日から同年6月30日まで同社における従業員たる地位が確認され、遅くとも同年7月1日から同社への労務提供が再開されたと解されることから、当該期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、上述の和解調書には、申立期間①に係る厚生年金保険料の取扱いについて、特段の記載が確認できない。

また、申立人から提出された平成6年7月分の給与明細表によると、申立人は、当該月の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。申立期間②について、平成16年*月*日付けC高等裁判所の判決により、申立人のA社における定年退職日が当初の10年7月31日から15年7月10日に変更決定され、変更後の退職日までの期間に対して賃金に見合う金員が支払われ

ていることから、申立人は、当該期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、上述の判決文には、申立期間②に係る厚生年金保険料の取扱いについて、特段の記載は確認できない。

また、申立期間①及び②について、平成17年6月21日付けで申立人の代理人がA社に行った口上書によると、申立人は、当該代理人を通じて当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正の届出を行う義務が、同社にあることを認めるよう通知しているが、当該通知に対する同社の代理人からの回答は、「同社は手続を取り得ない。」というものであった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

愛知厚生年金 事案4432 (事案1281の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月28日から同年9月1日まで 前回の申立てについて、平成21年5月27日付けで年金記録の訂正は必要 でないとする通知文書をもらった。

しかし、私はA事業所からB社に間を空けずに転職しており、空白期間ができることはあり得ない。また、例え同社に試用期間があったとしても、常勤として働いていたので、前回の審議結果に納得できない。新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がC市職員共済組合に提出した年金加入歴申立書により、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和45年7月27日であり、オンライン記録とおおむね一致していることが確認できること、申立人がA事業所とB社の間には勤務期間に空白は無かったと主張するものの、同社の同僚は、「私は、B社における資格取得日は、昭和44年4月1日であるが、その1か月以上前から同社に勤務していた。」旨証言している上、同社の厚生年金保険被保険者は、資格取得日を各月の1日とする者が半数以上を占めており、同社においては、社員の勤務開始日が属する月の翌月以降の月の1日に資格取得させていたことがうかがえることから、申立人が45年7月28日から同社に勤務していたとしても、同社における資格取得日が同年9月1日とされていることに不自然さはうかがえないことのほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

これに対し、申立人は、A事業所における同僚一人の氏名及びB社における同僚一人の名字を挙げ、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。申立期間はどちらかの会社に勤務していたはずであり、当該同僚が証言してくれる。」と主張している。

しかし、申立人が挙げたA事業所の同僚については、転居先不明のため連絡を取ることができず、B社の同僚については既に故人となっているため、申立人の勤務実態について確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年1月10日まで

私は、A社に昭和53年4月に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、54年1月10日とされている。申立期間も正社員として勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答によると、申立人が申立期間において同社に 勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、昭和54年1月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が申立期間において適用事業所であった記録を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期に勤務していたとする複数の同僚も、申立人と同日であるA社が適用事業所となった昭和54年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年7月1日まで

私は、申立期間においてはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったはずであるが、当該期間は国民年金の被保険者とされている。

厚生年金保険被保険者となるはずの記録が、どのような理由から国民年金の被保険者記録となったのかは分からないが、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、給与からの保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した記憶が無く、A社の厚生年金保険被保険者記録が誤って国民年金の加入記録になっていると主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和46年4月13日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間を含む同年2月から48年6月までの29か月間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該国民年金の被保険者記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人のA社における勤務については、複数の同僚が、「時期は分からないが、申立人がA社に勤務していたことを覚えている。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できるものの、同社は既に解散しており、申立人の申立期間当時の人事記録などの関連資料は残っていない上、当時の事業主も既に他界していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社の同僚は、「A社の従業員は、全員が社会保険に加入していた。」 と回答する者もいれば、「従業員の出入りが激しく、社会保険に加入しない雇 用形態の者がいた。」と回答する者もおり、申立期間当時の同社の厚生年金保 険の取扱いについては分からなかった。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立 人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から33年3月1日まで 申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであったが、私は、 脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、厚生年金保険の被保険者とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金 保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等 を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されて いるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和33年10月27日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険被保険者資格の取得が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から42年11月14日まで 脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保 険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和43年11月14日の約1か月前の同年10月9日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月6日から35年8月6日まで

A社に入社した時に厚生年金保険についての説明は無かった。退社の時も 脱退手当金のことは聞いておらず、脱退手当金を受け取ってもいない。申立 期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月6日の前後2年以内に資格喪失した者17人のうち、受給資格者16人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人について支給記録が確認でき、そのうち7人は資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、事業所が、「当時の資料は無いため詳細は不明であるが、女性の退職者には脱退手当金について説明を行い、脱退手当金の受給を勧めていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から36年11月25日まで

私は、結婚するためにA社を退職したが、退職する際、会社から脱退手当金の説明を受けた記憶も、支給された記憶も無い。受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録で確認できるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の受給権者40人(申立人を含む。)について調査したところ、24人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち22人が同社における厚生年金保険の資格喪失日から約4か月以内に支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和37年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月10日から38年10月1日まで 私は、兄の仕事を手伝うため、昭和38年9月にA事業所を円満退社した。 同事業所退職時は、健康保険被保険者証を会社に返還し、退職金は無かった ことを記憶している。

平成20年4月にねんきん特別便が届き、A事業所の被保険者期間が脱退手当金として支給済みとされていることを知り、納得できなかったため、社会保険事務所(当時)、同事業所の社会保険事務を担当していた社会保険労務士及び当時の事業主の奥さんに確認したが、満足できる回答は得られなかった。

A事業所退職後、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和39年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。